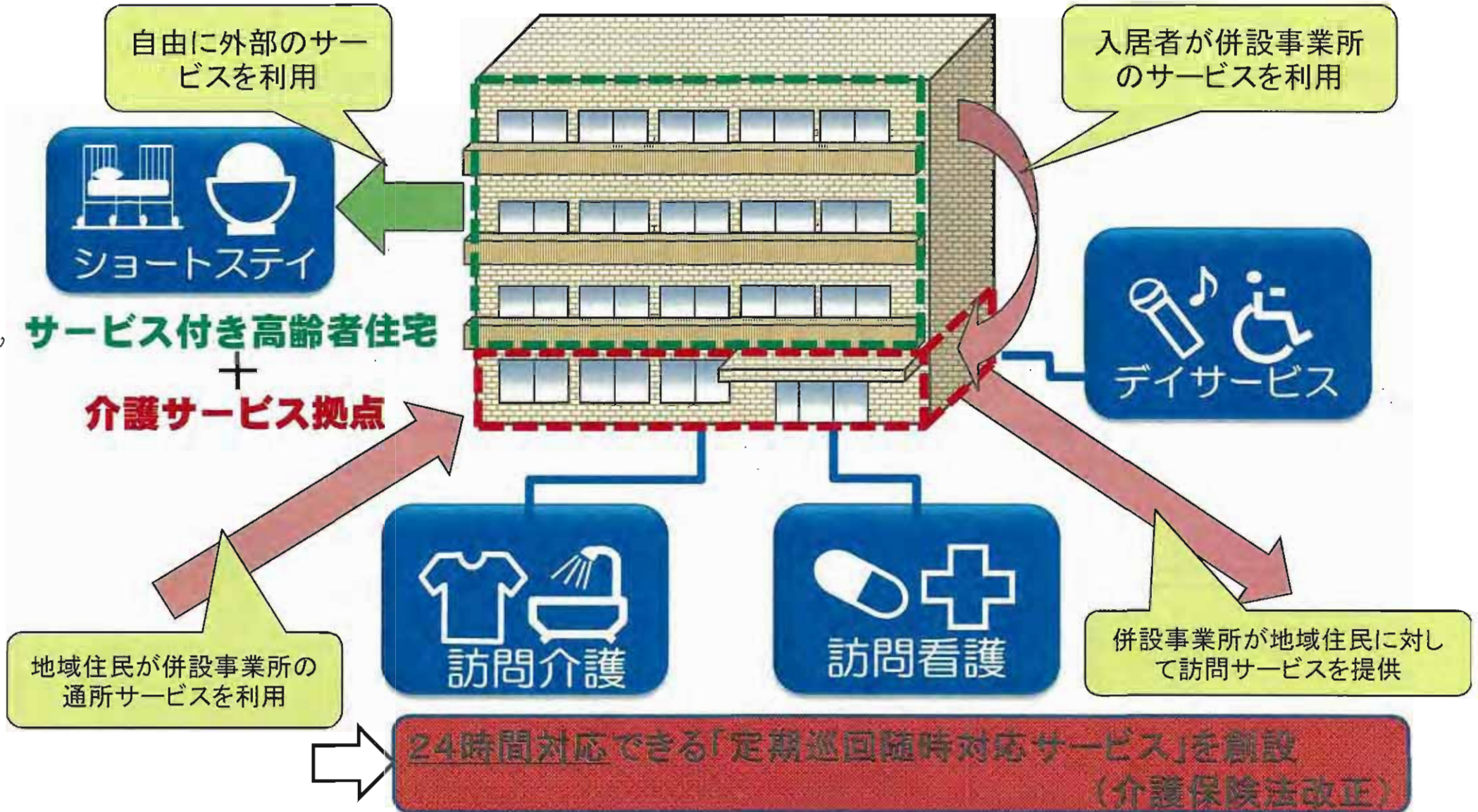


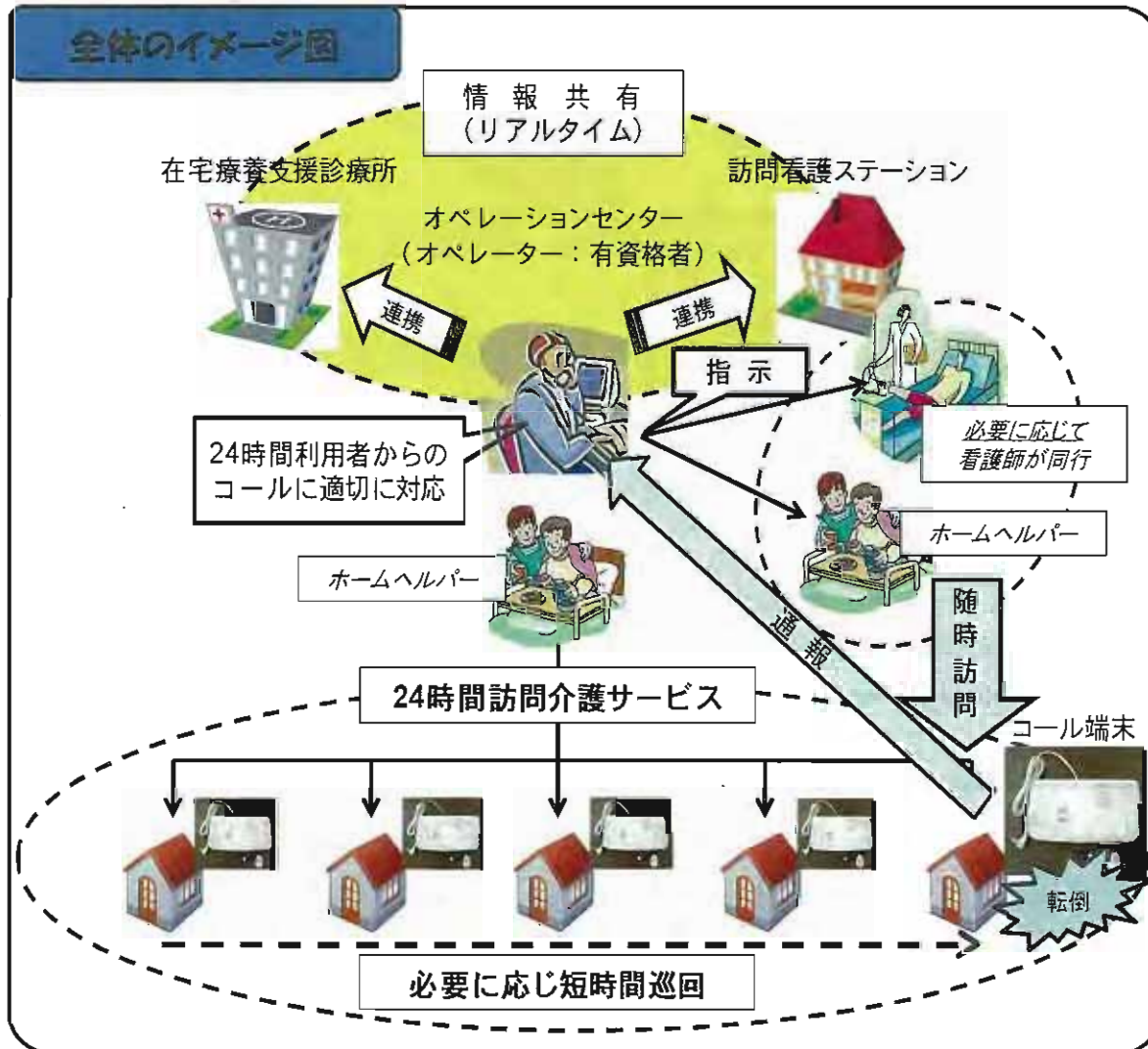
(参考) 「サービス付き高齢者住宅」と多様な介護サービスの連携

- 高齢者住まい法を改正し、「サービス付き高齢者住宅」の整備を促進
- 24時間対応の定期巡回随時対応サービスなどの介護サービス拠点を併設



24時間対応の定期巡回随時対応サービスについて

- 24時間のオンコール体制を活用した随時の訪問による『安心感』の提供
- 短時間の巡回を含む定期的な訪問による『利用者のニーズや生活スタイルに合ったサービス提供』を可能に（例：起床介助→昼食介助→服薬介助→水分補給→就寝介助→深夜の排せつ介助）
- 利用者からのコールを受診するオペレーションセンターを活用し、訪問看護や在宅療養診療所との情報共有による『医療との連携』を推進（地域の訪問サービス拠点としての機能強化）



(参考)

24時間対応の定期巡回随時対応サービスの検討状況等について

○ 24時間地域巡回型訪問サービスに関するあり方検討会」

- ・ 平成22年6月18日に有識者、医療・看護・介護の関係者や自治体職員により構成される検討会の第1回を開催。
- ・ 9月6日(月)まで計4回を開催。10月に中間取りまとめを行い社会保障審議会介護保険部会に報告予定。
- ※ 本年8～9月に全国13箇所の事業所でモデル事業を実施。

○ 平成23年予算概算要求

- ・ 24時間地域巡回型訪問サービス等推進事業で**28億円(元気な日本復活特別枠)**を計上(全国100箇所)

○地域支援事業の実施について（抜粋）

平成 18 年 6 月 9 日老発第 0428002

（最終改正平成 21 年 4 月 28 日）

各都道府県知事宛 厚生労働省老健局長通知

2 包括的支援事業

(3) 権利擁護業務

(オ) 消費者被害の防止

訪問販売によるリフォーム業者などによる消費者被害を未然に防止するため、消費者センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行う。

平成22年1月5日

都道府県
各指定都市 介護保険・高齢者保健福祉担当部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局総務課長

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議の開催について

介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記会議について、下記により開催しますので通知致します。

併せて、本会議への担当課長等の出席について、よろしくお取り計らい下さいますようお願い致します。

記

1. 日 時 平成22年3月5日（金） 10:30～17:00（予定）

2. 場 所 全社協・灘尾ホール
東京都千代田区霞が関3-3-2
TEL 03-3580-0988
（会議当日専用電話 03-3581-7872）

3. 内 容

- (1) 介護保険制度の円滑な施行について
- (2) 平成22年度における高齢者保健福祉施策について
- (3) その他

4. 出席者の登録について

出席者については、平成22年2月5日（金）までに別紙【参加者登録票】のアドレスあて、メールにてご登録願います。（会場の都合上、都道府県は各3名、指定都市及び中核市は各2名までとさせていただきます。）

なお、ご出席者のリスト作成等に当たっては、次の点にご留意下さるよう、よろしく願います。

- ① リストは「エクセル」で作成して下さい。
- ② 参加者毎の「所属、役職、氏名」を入力して下さい。
- ③ 作成したエクセルの文書名は、自治体名として下さい。

【連絡先】

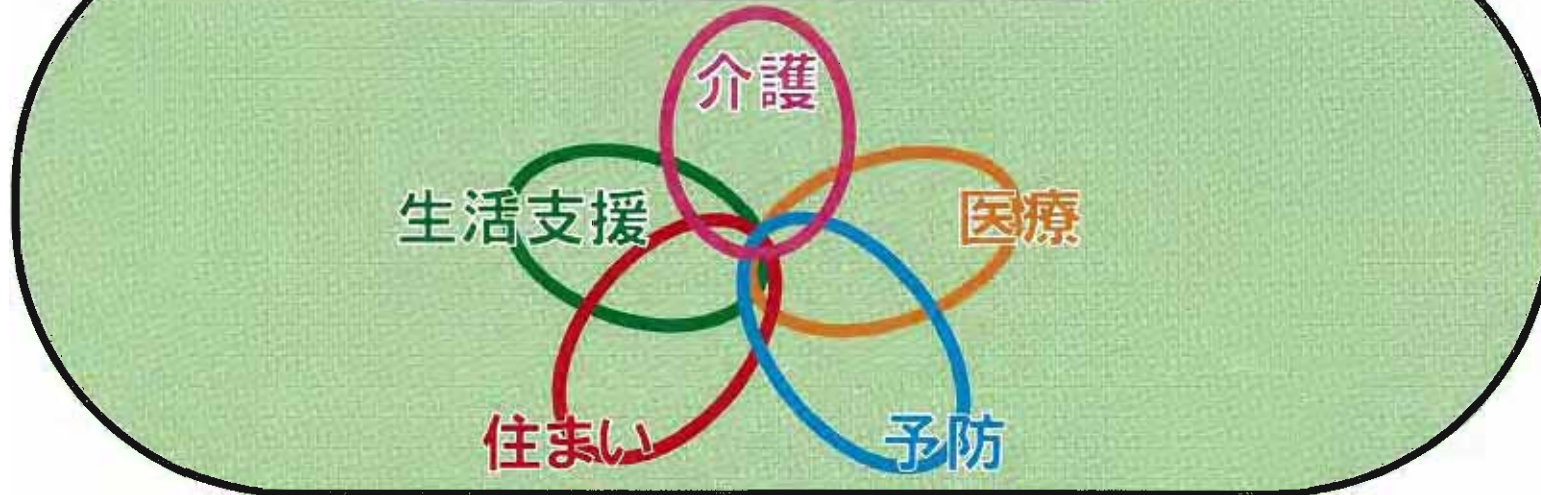
厚生労働省老健局総務課 前田、駒井

電話 03-5253-1111 内線 3913、3908

メール komai-eiko@mhlw.go.jp

地域包括ケアシステム

日常生活圏域
(30分でかけつけられる圏域)



【地域包括ケアの5つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的(利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供)、継続的(入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供)に行われることが必須。

①医療との連携強化

・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化。

②介護サービスの充実強化

・特養などの介護拠点の緊急整備(平成21年度補正予算:3年間で16万人分確保)

・24時間対応の在宅サービスの強化

③予防の推進

・できる限り要介護状態とならないための予防の取組や自立支援型の介護の推進

④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援(見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス)サービスを推進。

⑤高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者住まいの整備(国交省)

・高齢者専用賃貸住宅と生活支援拠点の一体的整備、・持ち家のバリアフリー化の推進

認知症の方への支援の在り方に関する論点

平成22年8月30日社会保障審議会介護保険部会資料

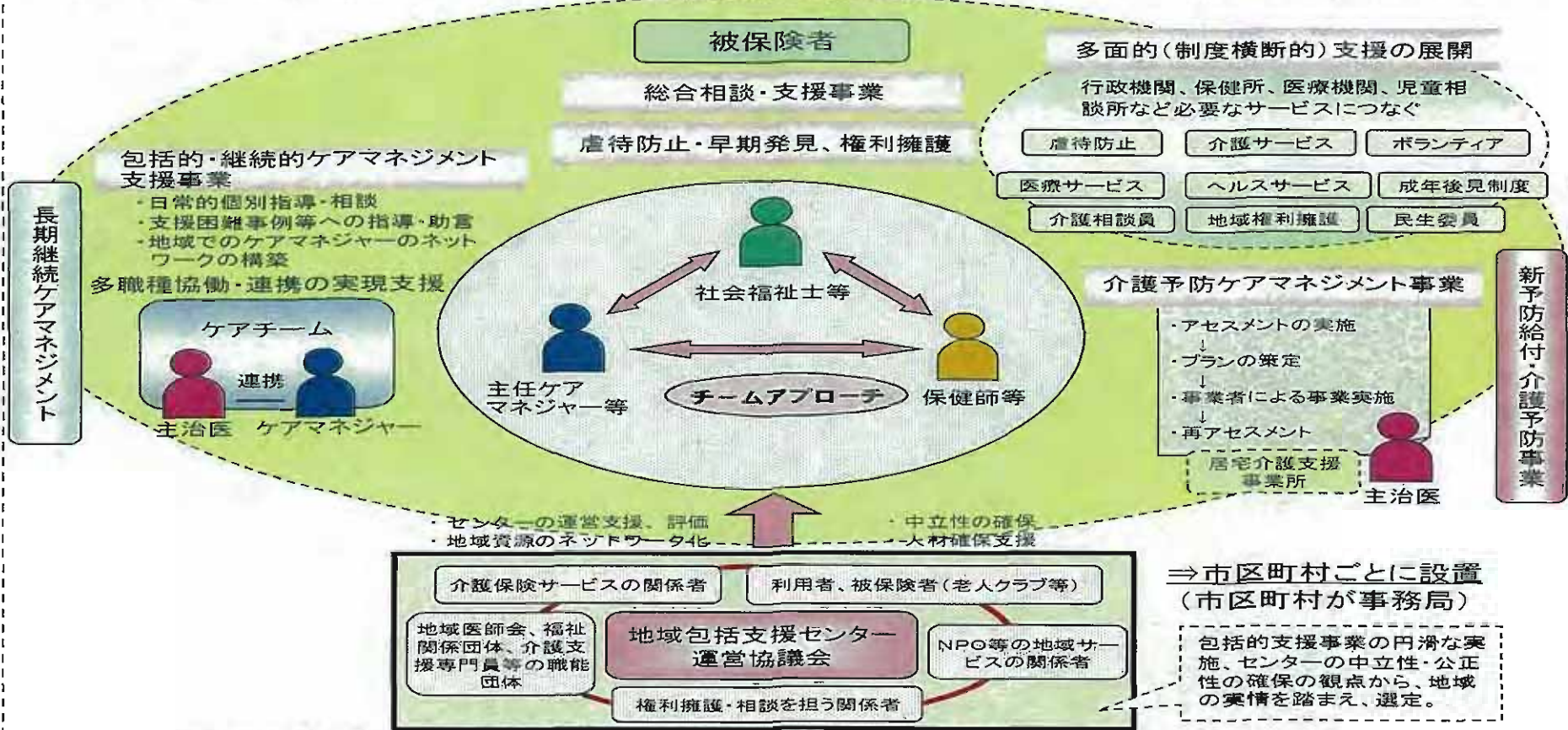
- 19
- 認知症を有する者ができる限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、必要な在宅・施設サービスが適切に確保されるとともに、医療や介護、さらには日常生活における支援が有機的に結びついた支援体制を構築する必要があるのではないか。
 - ・ 認知症コーディネーターの配置
 - ・ 認知症の方に対するサービスの充実
 - ・ 認知症の方の日常生活における支援の強化
 - ・ 精神病床において長期入院している認知症患者への対応
 - 認知症を有する者のニーズ把握と計画的なサービスの確保を図るためには、介護保険事業計画において認知症に関する項目を盛り込む必要があるのではないか。
 - 認知症高齢者の増加や一人暮らし高齢者等の増加を踏まえると、日常生活にかかわりの深い身上監護に係る成年後見の必要性が高まる。今後は専門職に加え、身上監護を中心とした市民後見人による権利擁護の推進を図っていく必要があるのではないか。

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターとは何か

- 高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるようにするためには、介護サービスをはじめ、さまざまなサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて、切れ目なく提供される必要があります（「地域包括ケア」の実現）。
- こうした高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として「地域包括支援センター」が設置されました。

地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ



20

サービス付き高齢者住宅について

現 行

高齢者住まい法

高齢者円滑入居賃貸住宅(高円賃)／高齢者専用賃貸住宅(高専賃)
／高齢者向け優良賃貸住宅 (高優賃)

老人福祉法

有料老人ホーム

新制度案(高齢者住まい法の改正等)

医療・介護・住宅が連携し安心できる住まいの供給を促進するため、国土交通省・厚生労働省共管の制度として、新たに都道府県知事への登録制度として「サービス付き高齢者住宅制度(仮称)」を創設

(次期通常国会で高齢者住まい法の改正を予定)

【登録基準】(例)

《住宅(ハード)に関する基準》

- ・規模に関する基準(原則25㎡以上。ただし、居間、食堂、台所その他の部分が、高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合は18㎡以上)
- ・設備に関する基準(便所、洗面設備の必置)
- ・バリアフリー化

《サービスに関する基準》

- ・高齢者支援サービスを提供すること。(うち、安否確認、生活相談は必須)
[高齢者支援サービスの例:食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助 等]

【登録事業者の義務】

- ・入居契約に係る措置(提供するサービス等の登録事項の情報開示、入居者に対する契約前の重要事項説明)
- ・賃貸借方式(利用権方式の場合、居住の安定が図られた契約内容であること(事業者側の正当事由なき契約解除の禁止等))
- ・前払家賃等を受領する場合の返還ルール及び保全措置

【行政による指導監督】

- ・住宅管理や生活支援サービスに関する行政の指導監督(報告徴収・立入検査・改善命令等)
- ・地方公共団体における福祉部局・住宅部局の連携

※登録されたサービス付き高齢者住宅について、補助、融資、税により供給を支援。